

平成22年3月定例会条例案の概要

番号	条例名	主な内容						
1	武雄市老人福祉センター設置条例	<p>□ 老人の福祉の増進を図るための老人福祉センター設置条例制定</p> <p>◆ 名称及び位置 名称 武雄市老人福祉センターさざんか荘 位置 武雄市山内町大字三間坂甲13887番地</p> <p>◆ 事業 (1) 老人の健康、生活等の相談及び指導に関すること。 (2) 老人の教養講座、レクリエーション等の実施に関すること。 (3) 老人クラブの指導に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事業</p> <p>◆ 利用者の範囲 市内に住所を有する60歳以上の者 (センターの管理上支障がないときは上記以外の者も利用可)</p> <p>◆ 使用料 <利用の際に納入></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の区分</th> <th>使用料(1人1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内に住所を有する60歳以上の者</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2 前号に掲げる者以外の者</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小学生以下は無料</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>	利用者の区分	使用料(1人1日につき)	1 市内に住所を有する60歳以上の者	100円	2 前号に掲げる者以外の者	200円
利用者の区分	使用料(1人1日につき)							
1 市内に住所を有する60歳以上の者	100円							
2 前号に掲げる者以外の者	200円							
2	武雄市情報公開条例の一部を改正する条例	<p>□ 公文書の開示の請求権者の対象を拡大するための改正</p> <p>◆ 現行の請求権者<第5条> (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの ※ 上記以外のものから開示の申し出があった場合は任意開示<第18条></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">請求権者の対象を「何人も」に拡大</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>						
3	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>□ 国家公務員に準じ、時間外勤務代休時間を新設するとともに、時間外勤務手当の支給割合を改定するための改正</p> <p>◆ 時間外勤務代休制度の新設 【第1条 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正】 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えた時間外勤務代休時間の指定</p> <p>◆ 時間外勤務手当の支給割合の改定 【第2条 武雄市職員の給与に関する条例の一部改正】 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の改定 100分の125 ⇒ 100分の150 (時間外勤務代休時間を指定した場合は、支給割合の引上げ分は支給しない。)</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>						

4	武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>□ 国家公務員に準じ、退職手当に係る新たな支給制限、返納等の制度を創設するための改正</p> <p>※ 詳細 別紙</p> <p>改正条例</p> <p>武雄市職員の退職手当に関する条例 【第1条】</p> <p>武雄市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 【第2条】</p> <p>武雄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 【第3条】</p> <p>武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 【附則第3条】</p> <p>＜条ずれに伴う改正＞</p> <p>武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例 【附則第4条】</p> <p>＜退職手当審査会委員の追加＞</p> <p>武雄市特別職の職員の退職手当に関する条例 【附則第5条】</p> <p>＜条ずれに伴う改正＞</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>
5	武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例	<p>□ 佐賀県屋外広告物条例の一部改正に伴う改正</p> <p>◆ 一定の面積を超える自家用広告物 新たな許可の対象</p> <p>◆ 許可期間が1年を超える場合の手数料 1年につき5割加算</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>
6	武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例	<p>□ 武雄市立西川登小学校矢筈分校を廃止するための改正</p> <p>◆ 矢筈分校の対象児童数の減少に伴う同分校の廃止</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>
7	武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>□ 御船児童クラブを2つの児童クラブに分割するための改正</p> <p>◆ 御船児童クラブの児童数の増加に伴う同クラブの分割</p> <p>新たな児童クラブの名称</p> <p>○ 御船ひかりっこクラブ</p> <p>○ 御船ゆめっこクラブ</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>
8	武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例	<p>□ 旧武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴う条例廃止</p> <p>◆ 共済見舞金を請求することができる経過措置期間 H22.2末日で終了</p> <p>※ 現在 佐賀県市町総合事務組合の交通災害共済制度に加入</p> <p>改廃条例</p> <p>武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例改正 【附則第2条】</p> <p>＜交通災害共済審査委員の削除＞</p> <p>武雄市特別会計条例改正 ＜交通災害共済特別会計の廃止＞ 【附則第3条】</p> <p>武雄市交通災害共済基金条例廃止</p> <p>＜交通災害共済基金の廃止＞ 【附則第4条】</p> <p>《 施行日 平成22年4月1日 》</p>

9	武雄市志久排水 機場設置条例の 一部を改正する 条例	<input type="checkbox"/> 管理委託先の名称変更に伴う改正 ◆ 志久地区鉦害被害者組合 ⇒ 志久排水機場維持管理組合 《 施行日 平成22年4月1日 》
10	武雄市設置によ る北方町商工業 者に対する設備 資金借入利子補 給に関する条例 の失効に伴う経 過措置を定める 条例を廃止する 条例	<input type="checkbox"/> 旧北方町商工業者に対する設備資金利子補給条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴う条例廃止 ◆ 利子補給の対象期間 ⇒ 3年（H18.3～H21.2） 《 施行日 公布の日 》

平成22年3月議会の議案 等の概要

◆ 条例議案

10件

◆ 事件議案

1件

◆ 予算議案

補正予算 11件

当初予算 13件

◆ 報告事項

2件

武雄市老人福祉センター設置条例

□老人福祉センターを設置するための新規条例

☆目的 老人の健康相談などを実施する拠点を設置し、老人福祉の増進を図る

☆施設名称 武雄市老人福祉センターさざんか荘(デイサービスセンター山内に併設)

◆利用者の範囲及び使用料

利用者・・・市内に住所を有する60歳以上の者
(センターの管理上支障がないときは上記以外の者も利用可)

使用料<利用の際に納入>

利用者の区分	使用料 (1人1日につき)
1 市内に住所を有する60歳以上の者	100円
2 前号に掲げる者以外の者	200円

※小学生以下は無料

《施行日 平成22年4月1日》



武雄市情報公開条例の一部を改正する条例

□ 公文書の開示の請求権者の対象を拡大するための改正

☆ 目的 開示請求権者に制約を設けず、開かれた市政の推進を図る

◆ 請求権者・・・「何人も」

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

《施行日 平成22年4月1日》

武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例

□武雄市立西川登小学校矢筈分校を廃止するための改正

◆ 矢筈分校の児童数の減少に伴う同分校の廃止

《施行日 平成22年4月1日》

武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

□御船児童クラブを2つの児童クラブに分割するための改正

◆ 御船児童クラブの児童数の増加に伴う同クラブの分割

・新たな児童クラブの名称

○ 御船ひかりっこクラブ

○ 御船ゆめっこクラブ

《施行日 平成22年4月1日》

その他の一部改正条例

- ◆武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
⇒時間外勤務に係る代休制度の新設等を行う改正
- ◆武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
⇒退職手当に係る新たな支給制限、返納等の制度を創設するための改正
- ◆武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例
⇒佐賀県屋外広告物条例の一部改正に伴う改正
- ◆武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例
⇒管理委託先の名称変更に伴う改正

廃止条例

- ◆武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例
 - ⇒旧武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴う条例廃止
- ◆武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例
 - ⇒旧北方町商工業者に対する設備資金利子補給条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴う条例廃止

事件議案・報告事項

◇報告事項

- 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について

⇒黒髪の里(道の駅山内)の指定管理者の指定

◇報告事項

- 専決処分の報告について(2件)